

HORIBA

Compliance Handbook

HORIBA

コンプライアンスハンドブック



TOP Message



今日のHORIBAブランドへの信頼は、70年以上にわたり全世界のホリバリアン（HORIBAグループ内で働く役員及び従業員の総称）の努力で築き上げられてきたものです。私達は今後も責任を持ってその信頼を維持し、成長させていかなければなりません。その礎となるのがコンプライアンスです。たとえホリバリアン全員がルールを守っていても、たった一人のルール違反によってHORIBAブランドが一瞬で崩れる可能性があることを忘れてはなりません。

HORIBAは社は「おもしろおかしく」の精神のもとに世界中から集まった、ステンドグラスのように多彩な個性を持つホリバリアンから成り立っています。我々はチャレンジ精神とオーナーシップを大切にしていますが、それは決して無秩序を意味するものではないことを皆さんは既に理解していると思います。多様性を尊重しつつも、社会規範に沿った枠組み・ルールの中で、「おもい」をひとつにして事業を成し遂げていく必要があります。

そのためにHORIBAでは、以前より企業活動の基本姿勢となる「HORIBA Corporate Philosophy」と行動規範である「Code of Ethics（倫理綱領）」を定めていますが、ホリバリアンがとるべき行動をよりわかりやすく示すために、今回新たに「HORIBAコンプライアンスハンドブック」を制定しました。世界中で活躍するホリバリアンがどのような行動をとるべきかを事例やコラム等をまじえて具体的に示しています。判断に迷う時はこのハンドブックを読み直し、それが本当にホリバリアンとして誇れる行動なのかどうかを自分自身や仲間と共に考えてみてください。

HORIBAは不正や不公平な方法で生み出す利益を一切受け入れません。誠実と信頼をキーワードに、人類や社会に貢献する「ほんまもん」の企業として限りなく成長していきましょう。

代表取締役会長 兼 グループCEO

堀均厚

Code of Ethics

このCode of Ethicsは、

社は「おもしろおかしく」及びHORIBA Corporate Philosophyのもと、

すべてのホリバリアンがオープンでフェアに様々な企業活動を行っていくうえで、

果たすべき使命と役割を認識し、グローバル企業として将来にわたり持続的な発展を遂げていくために、

企業倫理に関する8項目(①コンプライアンス、②優れた製品・サービス、③政治・行政との健全な関係、④働き甲斐のある職場づくり、

⑤人権尊重、⑥ステークホルダーとの対話、⑦環境保全、⑧危機管理)を定めるものです。



Code of Ethics全文

ハンドブックについて

HORIBAコンプライアンスハンドブック(「ハンドブック」)は、世界中のホリバリアンが共有すべきコンプライアンス上の重要項目を解説するとともに、一人ひとりが守るべきことは何かを具体的に明らかにしたものです。

ハンドブックの適用対象

世界中の役員、従業員、派遣社員等HORIBAグループ内で働くホリバリアン全員に適用されます。

ハンドブックの構成と使い方

ハンドブックでは、Code of Ethicsの各項目と、それを補充するいくつかの項目について、ホリバリアン一人ひとりが理解すべきコンプライアンスの取り組みと、日々の業務を行うにあたり具体的に守るべきことを解説しています。

また、項目によっては、事例、コラム、用語解説を設けていますので、理解を深めるためにこちらもご一読ください。

ホリバリアン一人ひとりがハンドブックの内容をよく理解し、ハンドブックに照らして日々の業務にあたることが、HORIBAのコンプライアンスの中核です。

Contents

各項目をクリックすると該当ページへ遷移します

Code of Ethics		記載項目	ファンクション					Page	
			 営業	 生産・購買	 開発	 サービス	 管理		
1.	「良き企業市民」として、法令、定款、社会規範を遵守し、コンプライアンスを徹底します	• HORIBAのコンプライアンス	●	●	●	●	●	6	
		• HORIBAの内部通報制度	●	●	●	●	●	7	
2.	優れた製品・サービスの提供を通じて社会に貢献します	2.1 研究開発活動の促進			●		●	8	
		2.2 責任ある調達行動			●		●	9	
		2.3 生産活動の推進			●		●	9	
		2.4 製品の安全確保		●	●	●	●	●	10
		2.5 お客様との公正で良好な関係構築		●			●	●	11
3.	政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます	• 贈収賄行為の禁止	●	●	●		●	13	
4.	働きがいがあり、快適に働ける職場環境をめざします	4.1 オープンでフェアな職場環境の実現		●	●	●	●	●	14
		4.2 こころとからだの健康づくりを推進		●	●	●	●	●	14
		4.3 安全な職場環境の確保		●	●	●	●	●	15
		4.4 プライバシーの尊重		●	●	●	●	●	16
5.	すべての人々の人権を尊重します	5.1 差別の排除		●	●	●	●	●	17
		5.2 労働の自主性		●	●	●	●	●	18
		5.3 労働基本権の尊重		●	●	●	●	●	19
		5.4 救済と再発防止の措置		●	●	●	●	●	19

▶ 自身が所属するファンクションに関連する項目については特に熟読してください。ただし、それ以外の項目についても全ホリバリアンが遵守する必要があります。

Contents

各項目をクリックすると該当ページへ遷移します

Code of Ethics		記載項目	ファンクション					Page
			 営業	 生産・購買	 開発	 サービス	 管理	
6. 適切に情報を開示し、ステークホルダーとの積極的な対話に努めます	6.1 広報活動の推進	• 会社や製品等についての情報発信	●	●	●	●	●	20
	6.2 情報の開示	• 企業情報の開示と管理	●	●	●	●	●	21
	6.3 「良き企業市民」としての積極的な社会貢献	• 社会貢献の推進	●	●	●	●	●	22
7. 環境問題に対し、自主的、積極的に取り組みます		• 地球環境の保全	●	●	●	●	●	23
8. 反社会的勢力との絶縁、情報セキュリティ、テロ、自然災害、感染症の拡大等に備え、危機管理を徹底します	8.1 反社会的勢力との絶縁	• 反社会的勢力等との関係拒絶	●	●			●	24
	8.2 情報セキュリティ対策	• 情報セキュリティ・情報管理	●	●	●	●	●	25
	8.3 危機管理の取り組み	• 危機管理体制の構築	●	●	●	●	●	26
• 保安・防災の徹底		●	●	●	●	●	26	
その他のコンプライアンス項目	1 知的財産の保護及び尊重	• 知的財産の保護及び尊重の重要性	●	●	●	●	●	27
	2 不正競争の禁止	• 不正競争の禁止	●		●	●	●	27
	3 利益相反行為の禁止	• 利益相反行為の禁止	●	●	●	●	●	28
	4 貿易管理	• 安全保障貿易管理の徹底	●	●	●	●	●	29
		• その他輸出入関係法令の遵守	●	●			●	29
5 個人としての法令遵守	• 個人としての法令遵守	●	●	●	●	●	30	

Code of Ethicsに直接的な記載はないものの、
ホリバリアンとして遵守すべきコンプライアンス項目となります

▶ 自身が所属するファンクションに関連する項目については特に熟読してください。ただし、それ以外の項目についても全ホリバリアンが遵守する必要があります。

1. 「良き企業市民」として、法令、定款、社会規範を遵守し、コンプライアンスを徹底します

私たちは、法令（競争法、腐敗防止法、知的財産法、安全保障貿易関連法、証券取引規制及び各種業法を含みますが、これらに限定されません）、定款、社会規範を遵守して業務を遂行し、カルテル・賄賂などの不正な方法を使ってまで利益を追うことはしません。

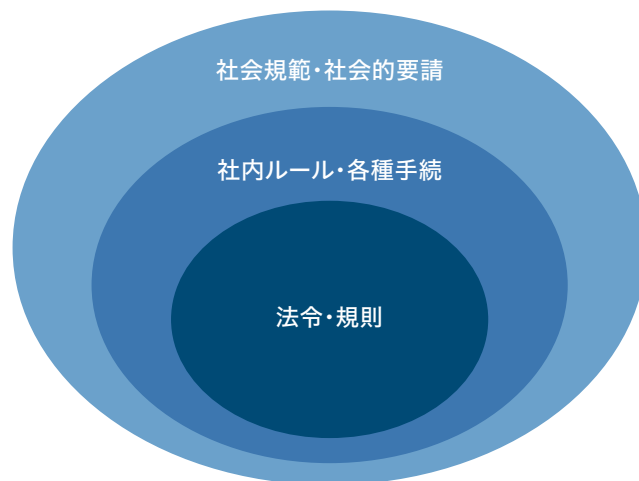
■ HORIBAのコンプライアンス



HORIBAグループにとってのコンプライアンスは、まず世界中のホリバリアン一人ひとりが、コンプライアンスの意味を“自分ごと”として十分に理解するところから始まります。事業に関係する法令を遵守することは当然ですが、HORIBAグループの社内ルールや各種手続にもそれぞれ重要な意味があることを理解し、法令・規則と同様に遵守する必要があります。

さらに、社会規範や社会的要請についても、これを無視した事業活動を行ってはいけません。社会からの信頼を得ることは不可能であり、継続的な企業の成長はあり得ません。HORIBAグループは、社会規範や社会的要請についても常に意識しながら日々の事業を行っていきます。

「利益か、コンプライアンスか」という問いがあります。HORIBAグループは、コンプライアンスに違反する、違法・不正な利益を一切追求しません。万が一、このような違法・不正な利益が疑われる場面に出会ったら、ただちに上司や内部通報窓口伝える等、適切に対応してください。



ホリバリアンへの3つの問いかけ

日々の業務において、自らの行動に確信が持てないときや疑問を感じたとき、またはコンプライアンス違反と思われる行為を知ったときは、まずはこのハンドブックを確認してください。そして、以下の3つを自らに問いかけてみてください。おのずとホリバリアンとして取るべき行動が見えてくるはずです。

その行動は

- 左記の「HORIBAのコンプライアンス」に反していませんか？
- 家族や仲間に胸を張って話せますか？
- HORIBAブランドを傷つける可能性はありませんか？

こんな発想は危ない！

間違った「会社のため」

売上（顧客）のためだから、悪く（仕方）ない。

身勝手な「正当化」

これくらいみんなやっている、業界ではよくあること。

意図的な「隠蔽」

どうせ見つからない、面倒だから黙ってしよう。

HORIBAグループでは、HOR(本社、株式会社堀場製作所)直通のグローバル内部通報窓口と各社設置のローカル内部通報窓口の二本立てで、コンプライアンスに関連する懸念、違法・不正行為の情報を受け付けています。内部通報窓口を利用したことによる報復、その他の不利益取扱いは厳しく禁止されています。皆さんがコンプライアンス違反や違法・不正行為に関する情報を適切な方法で早期に上げることが、HORIBAのコンプライアンスを支えています。

■ HORIBAの内部通報制度



HORIBAグループのコンプライアンスを支えるのが、グローバル共通の内部通報窓口である「HORIBA Global Hotline」です。HORIBAグループのブランド価値に影響を与える重要なコンプライアンス違反やそのおそれがある行為を早期に把握し対応するため、HOR直通の内部通報窓口が、2023年7月に新設されました。

「HORIBA Global Hotline」の主な特徴は、以下のとおりです。

1 HORIBAグループ共通の内部通報窓口

利用できる対象者は、HORIBAグループの役員・執行役員、従業員(正社員、契約社員、嘱託再雇用社員、パートタイマー、アルバイト、出向受入者(退職後1年以内含む))及び派遣社員です。

2 外部システムを利用し、完全匿名通報も可能

外部の専用システム(DQヘルプライン)を利用しており、通報者が誰であるかを明かさずに通報を行うことが可能です。

3 通報受取人をHORの一部のマネジャーに限定

通報に関する秘密は厳守されます。通報者の意に反して個人情報の共有を行うことはありません。

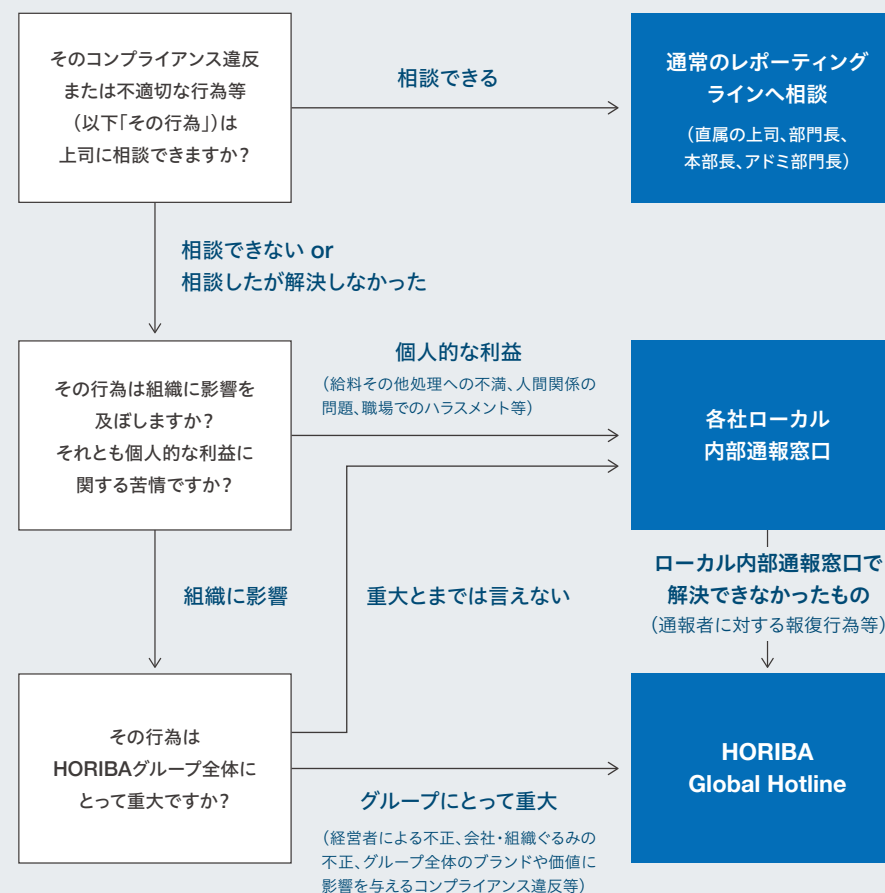
4 通報できる内容

HORIBAグループのブランド価値に影響を与える重要なコンプライアンス違反や不正行為、通報者に対する報復行為です。

また、グループ各社においても、ローカル内部通報窓口を設けています。右ページの判断フロー図を参考に、コンプライアンス違反の内容やグループへの影響度に応じて適切な窓口をご利用ください。詳しくは「HORIBA Portal」もしくは各社からの内部通報制度に関する案内をご覧ください。

HORIBA Global Hotline
for compliance

内部通報窓口の判断フロー図



2. 優れた製品・サービスの提供を通じて社会に貢献します

2.1 研究開発活動の促進

私たちは、大いなる独自性、たゆまぬ努力に基づく研究開発活動により、新しい製品や事業を創出することで、世界の人々の生活の向上及び社会的課題の解決に貢献します。また、専門知識と技術を、人類の福祉の発展とその向上のために捧げるものとし、倫理に反する研究開発は行わないこととします。

■ 技術者倫理に反する研究開発の禁止



研究開発活動は、HORIBAグループの事業の中核を成す活動です。研究開発活動は多くの技術や製品、事業を生み出します。研究開発活動に携わる者は、その活動が人類の幸福や発展につながることを意識し、高い倫理観を持って日々の業務にあたることが重要です。法令や社内ルール、手続を遵守することはもちろん、研究者・技術者としての知識、経験、常識と、ホリバリアンとしての自覚のもとに、誠実かつ正直に行動する必要があります。

POINT

- 研究開発活動に関する法令や社内ルール・手続等を遵守する。
- 日々の研究開発活動が、HORIBAの製品や事業、ひいては人類の幸福や発展につながることを常に忘れずに業務を行う。
- 研究者・技術者としての知識、経験、常識に照らし、誠実かつ正直に行動する。
- 技術者倫理に反する行為（データ改ざん等の不正、政府補助金の不正使用、その他人類の幸福や発展につながらない製品開発等）を行わない。

コラム

技術者倫理とは？

昨今、世の中では、品質不正やデータ偽装と言われる不正が頻発しています。例えば、政府から認証を得なければ販売できない製品について、研究開発部門のエンジニアが認証を得るために必要な実験を行うケースを考えてみましょう。もし、実験データを集めている際に想定と異なる数値が発生した場合、実験を行うエンジニアは、私利私欲のためでなく、また違法行為を行うという認識も持たずに、「この実験結果は、これまでの実験結果や仮説からすると誤差のはず」という自身としては“合理的”で“誠実な”考慮に基づいて、その数値を削除してしまうかもしれません。このような行動は品質不正やデータ偽装と疑われ、認証が取り消され、製品の回収が必要となり、さらに会社・エンジニア個人の責任を追及される可能性があります。HORIBAグループの一員として業務にあたる以上、データの改ざんや捏造といった信頼を損なう行動またはそのような疑いが生じる行動はしてはいけません。



2.2 責任ある調達行動

私たちは、私たちの事業活動が、必要な原材料・部品・加工品などの取引先をはじめ各分野で事業を営む多くの人々の協力と支援のうえに成り立っていることを理解し、物品、サービスの調達にあたり、幅広い取引先との信頼関係を大切に、公平・透明な取引を行います。

■ 調達取引先との関わり



HORIBAグループの製品及びサービス提供のためには、原材料・部品・加工品等の調達や作業を委託する取引先との関係が非常に重要です。例えば、継続的な取引先の選定において私的な関係が優先されたり、児童労働や環境破壊など人権や環境を軽視する取引先から調達を行ったりして、HORIBAグループの目指す人類の幸福や発展が達成できるでしょうか。私たちは、健全なサプライチェーンの構築・維持があって初めて世の中の役に立つ製品・サービスを持続的に提供できることを一人ひとりが理解し、実践します。

POINT

- 公正に取引先を選定する。個人的な利害関係があるなど利益相反関係がある取引先を優先的に選ぶような行為をしない。
- 取引先が、人権、環境、品質管理、情報セキュリティ等の各種法規制を遵守していることを確認する。
- 優越的な立場を利用して、取引先に価格優遇やサービスを強要しない。
- 安定供給、適正価格、不正防止の観点から、可能な限り複数購買を実施する。

2.3 生産活動の推進

私たちは、お客様に信頼して使っていただける高品質な製品及びサービスを、できるかぎり効率的に生産し、適正な価格で必要なときに適時に提供するという生産者としての使命のもと、日々、生産活動に励みます。

■ 効率的で安定的な生産活動



高品質な製品及びサービスを世の中に提供し続けるためには、安定した生産活動を効率的に継続することが極めて重要です。生産プロセスが効率性や合理性を欠けば、結果として、安定的な生産に支障が生じ、HORIBAグループとしてのサステナビリティ(持続可能性)にも悪影響が生じるおそれがあります。生産活動の効率性と安定性を達成するためには、日々のオペレーションの見直しや、災害等に対する備えが重要となります。

POINT

- 生産性向上、生産合理化、納期短縮、品質確保等のため、日々のオペレーションの見直しを行う。
- 災害等に備えた生産リスクの分散化等の取り組みを行う。

2.4 製品の安全確保

私たちは、お客様に安心して製品を使用していただくため、事業活動のすべての面で製品の安全性を確保します。

■ 製品及びサービスの安心・安全



お客様や社会の安心と満足のためには、安全確保と仕様を満たす製品及びサービスの提供が必要です。お客様やホリバリアンが危害を受けないための製品安全に関する法令や社内ルールを遵守することに加え、製品の設計や製造の過程におけるデータの正確性、徹底した品質検査等はもちろん、万が一製品やサービスの欠陥や不具合に関する事故やクレームが発生したときの対応や記録も重要となります。

POINT

- 製品安全に関する法令や社内ルールを理解し、遵守する。
- 品質保証や技術文書に用いるデータの記録を正確に行う。データ改ざんや捏造を決して行わない。
- 品質検査を、適切な技術と資格を有する人が行う。
- 生産設備は適切に保守点検を行う。
- 製品及びサービスの欠陥や不具合に起因して事故やクレーム等が発生した時、または安全上の問題を発見した時は、直ちに経営者に情報を共有したうえで必要に応じてお客様や監督官庁に連絡する。
- 品質トラブルを正確に記録し、徹底した原因究明と再発防止策を講じる。
- 重大な製品及びサービスの不良や事故が発生した場合は、グローバルルールに基づいて速やかにHORに報告する。

→ 関連するグローバルルール 「Operational Procedure for HORIBA Global Incident Report」

コラム

製品安全のための7つのチェックポイント

- 1 関係する法令や社内ルールを確認しているか？
- 2 実験や検査の過程・結果を正確に記録しているか？
- 3 データを流用・加工したり、都合の良い数字を取捨選択したりしていないか？
- 4 研究開発や品質管理の過程で、疑問に思ったことを上司や同僚に話しているか？
- 5 失敗したり間違えたりしたときに、隠したり誤魔化したりしていないか？
- 6 時間がないからといって、必要な手を省略したり、データを捏造したりしていないか？
- 7 顧客や世の中に公表したら問題になるかもしれない、といった不安を感じることはないか？

事例

顧客のためのデータ改ざん？

営業担当者Aは、当初X仕様のデモ機にて提案していたが、拡張性の高さから顧客担当者B氏の下承のもと同シリーズのY仕様の分析機器を納品した。納品したY仕様はデモ機X仕様より分解能が劣っていたが、顧客の利用目的においては問題がないレベルであったため、B氏の下承を得たうえで、分解能が同等に見えるようX仕様の数値を改ざんして顧客へ評価結果報告書を提出した。その後、別の顧客担当者C氏からの問い合わせにより数値の改ざんが発覚した。営業担当者Aによると、数値の“調整”は早期検収を望む顧客からの要望に応えるためであり、顧客の下承も得ていたため問題はないとの説明であった。

→ 解説

- 顧客からの要望に全て従うことが“顧客のため”ではありません。目の前の利益だけを追うのではなく、長期的視点で顧客との信頼関係を構築する必要があります。
- 「売上的ためだから」「これくらい大丈夫」「見つからなければいい」という発想はやめ、「ホリバリアンとして誇れるかどうか」を判断基準としましょう。

2.5 お客様との公正で良好な関係構築

私たちは、常に、優れた製品と適切なサービスを通じて、お客様の満足と信頼を得ることをめざします。また、公正かつ自由な価格競争を通じて社会に貢献するよう努めます。そのため、一人ひとりが会社の代表であるとの自覚のもとに、お客様に対して公正な営業活動を行います。

■ 競争法の遵守



競争が正常に働いている市場において、各企業はより良い商品を開発し、これをより低価格でお客様に提供しようとする。しかし、公正かつ自由な競争が阻害された市場においては競争効果が削がれ、消費者の利益が害されてしまいます。そのため、各国の法律は、競合他社との競争を制限する行為を規制し、また、製造・流通の一連の流れの中で下流の業者との取引の公正を阻害する行為に規制を設けています。これらの規制に違反した場合には、各国の法律に基づいて、会社のみならず、従業員個人についても実刑を含む厳しい刑事罰や行政罰が科される可能性があります。

実際、2008年にHORIBAは、官公庁発注の大気常時監視自動計測器の入札において入札談合を行っていたとして、日本の公正取引委員会から課徴金の納付命令等の処分を受けました。過去の反省を踏まえ、HORIBAグループは、お客様に優れた商品と適切なサービスを届けるべく、各国の競争法を遵守し、公正かつ自由な競争を通じて社会に貢献できるよう努めます。

POINT

- 最新の競争法を認識し、遵守する。
- どの会社が競合他社に該当するかを明確に認識する。
- 競合他社と接触する場合には、社内ルールに従って申請、報告等を行う。
- 競合他社との間で価格、コスト、販売数量などの競争上重要な情報や入札に関する情報を交換しない。
- 代理店や販売店に対して、差別的な価格を提示したり、不公正な要求をしたりしない。

事例

一緒に値上げするとは発言していないから大丈夫!?

A国に赴任している営業担当者Bは、A国の業界団体が集まる懇親会に参加した。懇親会では、近時の原材料費の高騰の話題になり、競合他社であるC社のD氏が「うちは、10%くらいの値上げを考えている。」と発言し、別の競合他社E社のF氏も「うちもそれくらいの値上げはやむを得ないと考えている。」と発言した。Bはその場で特段発言をすることはなかったが、翌日上司に昨日懇親会で聞いた話を伝えた。

→ 解説

- 市場の公正かつ自由な競争を維持するため、多くの国において、競合他社との間で価格、コスト、販売数量などの競争上重要な情報についての取り決めを行うことは禁止されています。
- 各国の法律によっては、価格の取決めについて非常に広く解するため、上記のような値上げ情報の交換や、自分が積極的な意思表示を行わない場合であっても、価格の合意がなされた、または合意に参加したと認定される可能性があります。この程度の情報交換なら問題ないと思えることは非常に危険であり、このようなやり取りがなされた場合には、異議を述べてその場から退出し、直ちに各社の上司、役員、法務部門またはHOR法務部等に相談してください。
- 競合他社と接触する場合には、事前に上司へ報告する等の各社の社内ルールに従った申請、報告等が必要です。
- 少しでも不安に感じるやり取りがあった場合には、各社の上司、役員、法務部門、またはHOR法務部等に相談してください。

2.5 お客様との公正で良好な関係構築

コラム

リニエンシー ～少しでも早い自主申告を～

リニエンシーとは、カルテルや談合等、競争法違反の行為があった場合に、会社が当局に当該違反行為を自主申告することにより、当該違反行為により会社やその従業員が負うべき刑罰や課徴金について、免除または減額を受けられるという制度です。

これは、違反行為に携わった会社やその従業員にとって、違反行為をリニエンシー（自主申告）する大きなインセンティブになります。多くの場合、当局への自主申告の順番により、減免の可否や割合が変わります。リニエンシーによるより大きなメリットを享受するため、万が一自社が違反行為を行っていたことを認識した場合には、できる限り早く他社に先んじて申告することが重要です。

もちろん競争法違反となる行為を行わないことが最も重要ですが、万が一、後から振り返って不安に思うことがあれば、現時点で発覚していないから黙っておこうと考えるのではなく、すぐに各社の上司、役員、法務部門、またはHOR法務部等に相談してください。いずれ他社がHORIBAに先んじてリニエンシーを行い、損害がより大きくなる可能性は十分にあります。

コラム

域外適用の時代 ～外国の法律が適用される～

通常、法律はその国の領土内において適用され、外国には及ばないというのが原則です。しかし、自国外の企業活動により自国への悪影響がある場合、自国外での企業活動についても自国の法律を適用し処罰する域外適用の制度もあります。

例えば、米国の競争法は域外適用の規定を有しており、米国外の企業が米国外で行ったカルテルについても、米国法に基づいて摘発、処罰がなされる場合があります。実際にこれまで米国の競争法違反により、多くの米国以外の企業が摘発されてきました。摘発された事例の中には、違反行為にかかわった従業員個人の責任が追及されて米国で服役をせざるを得なくなった事例や、会社が多額の罰金や和解金を支払った事例も多数存在します。先の「事例」で述べたとおり、競争上機微な情報のやり取りによる合意について、各国の当局は非常に広く解しています。そのような話題が出たときに、その場で異議を述べるといったことは心理的には非常に抵抗があるものですが、従業員個人の責任追及も含めこのような重大な結果となり得ることを肝に銘じ、自らの身を守るために毅然とした態度で行動することが重要です。



3. 政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます

私たちは、企業と政治、行政機関との関係においては公明性と公正さの確保、特に職務遂行に関して、贈賄等、不正な利益の供与禁止が法令などで強く求められていることを理解し、それらの遵守のために真摯に取り組みます。

贈賄行為の禁止



政治・行政に対する贈賄や汚職、その他の不正な利益の供与は、公務員等の職務の公正とそれに対する社会の信頼を守るため、各国の刑法等で贈賄として固く禁じられている犯罪行為です。例えば、技術や価格等から正当・公正に評価されて業務を依頼されるのではなく、贈賄や汚職という不正な利益供与によってその業者への発注が決まるようでは、その製品やサービスの品質低下などの様々な問題が発生し、その業務についての信頼も失われていくはずで

す。HORIBAグループの一人ひとりが、高い倫理観をもって政治・行政との健全かつ正常な関係の維持に努める必要があります。

POINT

- 贈賄に関連する社内の手続や記録のルールを遵守する。
- 公務員や公的団体の職員等に対し、業務上の意思決定に影響を及ぼしたり、そのように第三者から疑われたりするような接待や贈り物、利益の提供を行わない。
- 直接の贈賄行為のみならず、代理店やコンサルタント等を通じた不正な利益の提供を行わない。
- 国によっては、通関等の公的手続のスピードアップ等のための少額の支払い（ファシリテーション・ペイメント）や、民間企業同士の接待・利益提供も、贈賄として違法・犯罪となることに十分注意する。

→ 関連するグローバルルール 「Instruction for Action for Fairness」

事例

官庁の担当者に季節のご挨拶とお礼の会食がしたい

重要顧客である官庁の担当者に季節の挨拶に行こうと思ったあなたは、人気の日本製ウイスキー（3万円相当）を手土産として持参して手渡したところ、大変喜んでもらうことができた。官庁の担当者2名からその後食事に誘われて、お酒も入って色々な話をするのができ、今まで競合他社を使っていた取引も当社に発注すると言われてもらうことができ、会食は大成功だった。官庁の担当者と割り勘をするわけにはいかないので、食事代（4名合計で6万円相当）はあなたが支払い、後日、営業部の予備費で精算した。

→ 解説

- 現金や商品券を渡さなくても、金銭的価値のある物品の贈答やサービス費用（交通費や娯楽費）の負担、合理的理由のないサービスや便益の提供等も「賄賂」にあたります。多くの国の贈賄罪は、見返りとして不正を実際に行わなくても贈賄罪が成立するとされていますし、利益提供の「約束」や不正の利益提供の「申込」だけでも贈賄が成立するとされています。
- 公務員の職務に関して、不正の目的で金銭的価値のある利益提供等を行えば、その価値が少額でも賄賂に当たるとするのが多くの国の贈賄罪です。例外的に、社会的儀礼や慣習による少額の支払いが賄賂に当たらないと解釈される可能性もありますが、法律上そのような例外的扱いは極めて難しいことが多いので、必ず各社の上司、役員、法務部門、またはHOR法務部等に相談してください。
- 公務員の側から誘われたり賄賂を要求されたりして、自分から積極的に利益提供等を行おうとしたのではなくても贈賄罪が成立します。もしも公務員側から利益供与等を要求された場合、HORIBAグループではそのような利益供与等は許されていないことを説明の上、これを拒絶するとともに、必ず各社の上司、役員、法務部門、またはHOR法務部等に相談してください。

用語解説

ファシリテーション・ペイメント

通関等の日常的な行政業務を迅速化または確保するために公務員に提供される少額の支払いを、ファシリテーション・ペイメントと言います。法律上支払いが義務付けられる行政手続の手数料等とは異なり、法律上の根拠はありません。

英国賄賂防止法(UK Bribery Act)は、ファシリテーション・ペイメントの支払いを明確に禁止していますが、米国の海外贈賄防止法(FCPA)では、許容される例外的な場合もあると考えられています。各国の法律ではどこまでが許されるか取扱いが明確ではないことも多いため、ファシリテーション・ペイメントではないか悩む場面では、すぐに各社の上司、役員、法務部門、またはHOR法務部等に相談してください。

4. 働きがいがあり、快適に働ける職場環境をめざします

4.1 オープンでフェアな職場環境の実現

私たちは、一人ひとりが、それぞれの可能性を最大限に活かし、経営目標の達成と自己実現のために、オープンでフェアな職場環境の実現をめざします。そのために加点主義を評価・報酬・教育に関する諸制度の根幹とし、主体性を持ってチャレンジできる多様な人事・雇用システムを構築し、コミュニケーションを大切にします。

■ オープンでフェアな職場環境



HORIBAグループでは、世界中で多様な人財が働いています。全ての人財がその能力を最大限に発揮してこそ、HORIBAグループは最大限の利益を実現できます。

人種、信条、肌の色、性別、宗教、国籍、言語、身体的特徴、財産、社会的身分、門地等による全ての差別は禁止され、ホリバリアンはオープンな職場環境のもと、公正に評価されます。

HORIBAグループは、多様性を尊重し、全てのホリバリアンが主体性をもってチャレンジできる人事・雇用システムを構築し、オープンでフェアな評価を行います。

POINT

- チャレンジを評価し、常に主体的かつ積極的に業務に取り組む。
- 加点主義を原則とし、評価・報酬決定・教育を公平・公正に行う。
- 風通しの良いコミュニケーションを重視する。

4.2 こころとからだの健康づくりを推進

私たちは、こころとからだの健康づくりに取り組み、ワークライフバランスを実現します。そのため、適切な賃金の支払い、労働時間及び休憩・休日・休暇の取得に関する法令を遵守します。また、宗教的慣習を理解し、特別な施設などを必要とする従業員にも配慮します。

■ 法令遵守とワークライフバランス



それぞれの国は、自国の労働政策を反映した、労働条件や賃金の支払いに関するルールを法律で定めています。また、会社では、社内規程で働き方についてホリバリアンが遵守しなければならないルールを定めています。

法律や社内規程の遵守は、ホリバリアンの安全や適切なワークライフバランスの実現に寄与し、ひいては会社の生産性の向上にもつながります。

さらに、HORIBAグループでは、お祈りのための施設や時間等の宗教的慣習への適切な配慮も行います。

POINT

- 会社と締結した雇用契約書及び就業規則等の社内規則を遵守する。
- 会社のルールに従って、適切に労働時間を記録する。
- 管理職においては、業務の配分や調整を適切に行い、一部の従業員に業務が集中して長時間労働となることを防止する。
- 健康の重要性を理解し、定められた健康診断等を通じて体調不良の早期発見に努め、不調をきたした場合には早期に対処する。

4.3 安全な職場環境の確保

私たちは、事業活動に携わるすべての人の安全を重視し、労働災害の発生防止のために組織的に行動します。そのために関連する各種の法令、社内規程、作業標準書等を遵守します。

■ 安全な職場環境の確保



従業員が安全に業務を遂行するため、それぞれの国では労働安全衛生に関する法律や規則が定められており、更にHORIBAグループも独自にルールを設けています。様々な人が働く職場では、ちょっとした気の緩みが重大な事故につながる場合もあります。そのような事故を防止するべく、ホリバリアン一人ひとりが法令、社内規程、作業標準書等を遵守することが必要です。

HORIBAグループは、ホリバリアンの安全を重視し、労働災害の発生防止のために組織的に行動します。

POINT

- 労働安全衛生の重要性を常に意識し、労働安全衛生に関する法令、社内規程、作業標準書等を遵守する。
- 労働災害の防止に努め、労働災害の発生につながり得る問題を発見した場合や労働災害が発生した場合には、上司や適切な部署等に報告し、解決に努める。



4.4 プライバシーの尊重

私たちは、一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人の情報を扱うにあたっては慎重かつ細心の注意を払い、その適正な管理を行います。

■ プライバシーと個人情報の尊重



プライバシーの尊重は、人々が安心して生活していくために欠かすことのできない要素です。特に昨今では、IT技術の進展に伴って個人情報保護の重要性は一層高まっており、各国において個人情報の取扱いに関する厳格な法規制の整備が進んでいます。

HORIBAグループは、個人情報保護の重要性を理解し、各国の最新の法令を遵守して、個人情報を適切に取扱います。

POINT

- 各国の個人情報保護に関する法令について、最新の状況を把握し、遵守する。
- 個人情報を取得する場合は目的を明確にし、業務上必要性がある場合に限り入手する。
- 取得した目的以外での利用は行わない。また、個人情報を他者に提供する場合もしくは当初の目的外の利用をする場合は、事前に本人からの同意を得ることを原則とする。
- 取得した個人情報は、不正な使用や漏えいがないよう適切に管理する。
- 定期的な棚卸を行い、正確な情報を、必要な範囲で保有する。

→ [関連するグローバルルール](#) [HORIBA Group Global Basic Personal Data Protection Guideline]

コラム

GDPR ～個人情報の取り扱いが企業の重大なリスクになる時代～

GDPR (General Data Protection Regulation) は、EEA (EU加盟28カ国及びアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー) に拠点を置く企業や、EEA内のユーザーに対して商品・サービスを提供している企業等に対し広く適用されるEUの個人データ保護に関する規則で、2016年に制定され、2018年から施行されています。

GDPRにより、個人データの処理に際してはデータ主体の明確な同意を得る等の法的根拠が要求され、また、個人データを移転 (EEA内で取得した個人データをEEA域外に送信すること) する際には移転先国の個人データ保護水準がEEA内と同等であることを確認する等の対応が義務付けられています。

GDPRの大きな特徴は、違反した企業に対し厳しい制裁を設けており、また、EEAに拠点を置く企業でなくとも広く適用されることです。2021年、Amazonには1,000億円近い制裁金が課されていますし、2023年にはMetaに対し約1,800億円の制裁金を課すと発表されました。

GDPRと同じような法規制が日本をはじめ、イギリス、タイ、インド、中国、カリフォルニアといった国や州でも議論・制定され始めています。

5. すべての人々の人権を尊重します

5.1 差別の排除

私たちは、採用、配置、教育、報酬、昇進などにおいて、人種、信条、肌の色、性別、宗教、国籍、言語、身体的特徴、財産、社会的身分、門地等の理由で嫌がらせや差別を受けない健全な職場環境を確保します。また、いわゆるセクシュアルハラスメントや、パワーハラスメント、その他あらゆるハラスメントについても容認しません。

■ ダイバーシティとハラスメント防止



ダイバーシティ(多様性)を基礎とするHORIBAグループにとって、嫌がらせやハラスメント、差別がない職場環境の確保は最重要項目のひとつです。HORIBAグループは一人ひとりの違いをお互いが尊重して受け入れることにより、世の中のためになる製品及びサービスを生み出す会社であり続けます。より良い社会を実現していくために、ホリバリアンは皆、日頃から人権を互いに尊重して業務にあたります。

POINT

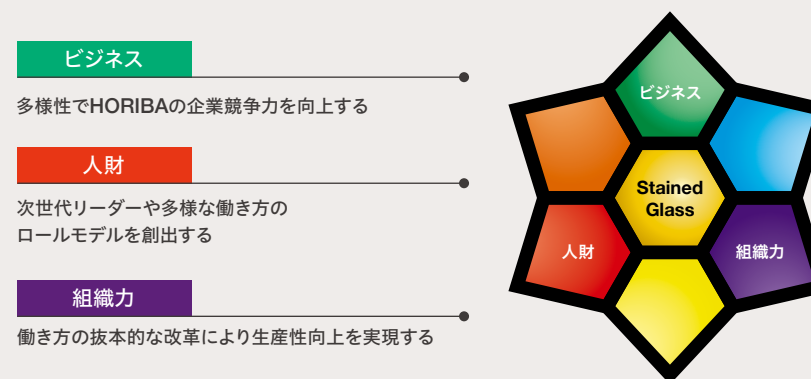
- 自分と異なる人種、信条、肌の色、性別、宗教、国籍、障がい等に対する配慮や理解を常に重視する。これらを理由とする差別を行わず、差別を見聞きした場合には、上司や適切な部署等に報告するなどの適切な対応をとる。
- 受け手が不快に感じるような言動やハラスメントを行わない。ハラスメント等の言動を見聞きした場合には、社内ルールに従って報告するなどの適切な対応をとる。
- ハラスメントに関する相談窓口・内部通報窓口の存在を認識し、必要な場合は相談・通報を行う。

コラム

ステンドグラス活動 ～HORIBAのダイバーシティへの取り組み～

HORIBAグループでは、従業員一人ひとりを色も形も大きさも違うステンドグラスの一つひとつのピース、そして会社全体をステンドグラス全体の美しい絵に例えてダイバーシティに関する取り組みを進めています。

私たちは多様な個性・才能を発揮できる土壌を継承し、働きやすい環境を創ることが新たな価値を創造し、グローバルな競争力を高めていくことにつながると考えています。会社は、ホリバリアン一人ひとりがそれぞれの力を十分発揮できるための舞台づくりを行っていきますので、みなさんも嫌がらせやハラスメント、差別のない職場環境を共に構築し、多様な人財と「ほんまもん」の技術により、HORIBAの企業価値を高めていきましょう。



5.2 労働の自主性

私たちは、児童労働、強制労働、債務労働、人身取引を一切、容認しません。すべての労働は自主的なものであり、各国、各地域の関係法令の定める基準で雇用の終了を申し出ることができるようにします。

■ 労働の自主性



児童労働、強制労働、債務労働、人身取引は、条約や法律により禁止されており、HORIBAグループは、これらを決して許しません。

HORIBAグループは、ホリバリアンの労働の自主性を尊重し、責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として持続可能な成長に向けて行動します。

POINT

- 児童労働、強制労働、債務労働、人身取引を行わない。
- 児童労働、強制労働、債務労働、人身取引を行っている、またはその可能性がある企業との取引を行わない。
- 自己の意思に反して雇用がなされている場合には、上司や適切な部署等に相談する。

コラム

ミャンマー人移民労働者の不当な取扱いに対する抗議活動

2010年代の前半に、日系大手電機メーカーのサプライヤーのマレーシア工場において、ミャンマー人移民労働者が不当に取り扱われ、さらに、当該労働者らの処遇の改善要求に対して、当該サプライヤーから解雇等の脅しを受けた旨を人権活動家が公表したことがありました。この事案をめぐっては、サプライヤーは活動家から訴訟を提起され、さらにサプライヤーから部品を調達していた日系大手電機メーカーに対しても、デモを含む激しい抗議活動がなされ、半年程度も混乱が続きしました。

私たちは、サプライヤーの人権問題は、その労働力を利用して製作された部品等を購入する企業にも影響を及ぼすおそれがあることを理解し、HORIBAグループのみならず、サプライヤーの人権問題にも目を向ける必要があります。



5.3 労働基本権の尊重

私たちは、結社の自由及び団結権、団体交渉権、団体行動権等、労働者に認められる基本的な権利を尊重します。

■ 労働基本権の尊重



結社の自由・団結権、団体交渉権、団体行動権等は、条約や法律により労働者に保障される基本的な権利です。これらを侵害して、労働組合への加入に干渉したり、労働組合の活動を妨害したりすることは許されません。

POINT

- 各国で定められる労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権等）を妨げる行為をしない。
- 労働争議が発生した場合には、誠実に対応する。
- 労働基本権に関する問題を認識した場合には、速やかに上司や適切な部署等に連絡する。

5.4 救済と再発防止の措置

私たちは、人権に関する問題が発生した時には、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた適切な措置をとります。

■ 人権の尊重



事業活動における人権の重要性を踏まえると、差別やハラスメント、児童労働や強制労働の可能性等、人権の問題に気付いたときは、周囲と相談し早急に対応することが重要です。HORIBAグループは、人権の尊重を第一に考え、人権に関する問題が発生した場合には迅速に事実の調査を徹底し、必要な場合には専門家とも連携して被害者の救済を行います。人権侵害は決して許されるものではなく、実効的な再発防止策を策定し、これを実行します。

POINT

- 事業活動において、差別やハラスメント、児童労働や強制労働等、人権侵害と認められる状況が発生しないように常に注意して行動する。
- HORIBAグループ内はもちろん、取引先においても、児童労働や強制労働等の人権侵害がなされることを認めず、そのような状況が発生していないかに注意する。
- 人権に関する問題が発生している場合やそのおそれに基づいた際は、速やかに上司や適切な部署等に連絡し、調査や被害者救済、再発防止のため適切に行動する。

6. 適切に情報を開示し、ステークホルダーとの積極的な対話に努めます

6.1 広報活動の推進

私たちは、広報活動を通じて、私たちの経営方針、製品、技術その他の活動を社会の人々に周知し、ブランドの知名度と価値の向上を図ります。そして、HORIBAブランドへの信頼を高めることにより、販売促進と事業の発展をめざします。

■ 会社や製品等についての情報発信



会社や製品等についての情報発信は、HORIBAグループの事業活動にとって大きな意味を持ちます。特に取引先やお客様等ステークホルダーとの関係において、正確な情報を伝えていくことは、よりよい事業活動を促進していくことに繋がります。

HORIBAグループは、メディアの特性を理解し、情報の受け手の立場に立って、HORIBAブランドに関する情報をわかりやすく発信していきます。そのためには、ホリバリアン一人ひとりがHORIBAグループの一員としてその重要性を認識し、適切な情報発信を意識することが必要です。

POINT

- 会社情報のメディア等への発表や会社としての意見表明は、社内の適切な部署（広報・IR部門、総務部門、人事部門、経理部門等）を通じてのみ行い、勝手な判断で個人的に行わない。
- 社内に必要な手続を経たうえで正確かつ適時に対外的な情報発信をする。
- 個人的なSNS(Social Networking Service)だとしても、秘密情報・宣伝・誹謗中傷や著作権侵害等に該当するような書き込みは行わない。

コラム

SNS利用の利便性と危険性

インターネット上におけるSNSの普及により、テレビ等の他の手段と比べてより簡易で自由な情報発信が可能となりました。他方、情報発信のハードルが低くなったことに比例して、個人による発信が会社としての問題となる事例が世界的に顕著となっています。SNSの特殊性として、一旦投稿を行うと第三者等による保存や拡散により半永久的に情報が拡散し続け、事実上完全に削除することは不可能となること（情報の恒久性）、第三者による投稿の一部抜粋等により投稿者の意図しない内容が伝播するおそれがあること（情報操作の容易性）、一旦拡散されて炎上してしまうと投稿者だけでなく所属会社や関係者が特定され、企業のイメージダウンや訴訟に発展するリスク等があること（被害の甚大性）等があげられます。

特に社外に未公表の秘密情報等を情報発信する場合、内容を十分に精査し、事前に社内における必要な手続を経なければならないことに留意が必要です。発信する情報の内容やタイミング等によっては、投稿者である従業員自身の法的責任を問われる場合もあるため、投稿してよいのか不安に感じるような場合には、自分だけで判断せず、上司や適切な部署等に相談するようにしてください。

6.2 情報の開示

私たちは、企業秘密や契約上の守秘義務を負っている情報を除き、社会が真に必要としていると考える情報を適時に適切な方法で開示します。

■ 企業情報の開示と管理



企業は、透明性を確保し社会からの信頼を得るため、活動内容を社会に対し適切に説明する義務があります。特に、HORのような上場企業は、投資判断に重要な影響を与える財務情報その他の重要情報について、適時・適切に開示しなければなりません。

HORIBAグループは、上場企業ないしそのグループ企業の一員として、社会からの信頼を損なうことのないよう、情報を正確に記録・保管のうえ、必要な情報を適時・適切に開示します。

POINT

- 取引の記録を正確にSAP等の社内システムに登録する。
- 法令に基づき、適時・適切な情報開示を行う。
- 法令上の義務がない場合においても、透明性及び社会からの信頼確保の観点から、重要な情報については自主的に情報開示を行う。
- 業務上知り得たHORIBAグループの未公表の重要事実（決算情報、特許等の取得、不良品や不祥事の発生等）を厳重に管理し、家族や知人にも話さない。
- 社内外の監査・調査に誠実に対応し、正確な情報提供を行う。

事例

今期に売上計上できる予定だったのに、来期にずれ込みそう…

あなたは今期の売上目標を達成するために期末までもう一息頑張れと上司に強く鼓舞されていた。しかし、本来は今期中に作業が終わって売上計上されるはずだった予定が、顧客の都合で来期へと遅れることになった。そこで、顧客に連絡し、実際には完了していない作業を前倒しで完了したことしてもらい、今期の売上に前倒して計上することにした。

→ 解説

- 企業会計原則においては、売上高は原則として取引先に対して実際に商品を提供し、対価を受領する権利を得た時点で計上することとされています（実現主義）。
- 上場企業は、有価証券報告書等の書面を、会計基準に準拠し適切に作成されている旨の監査意見を取得したうえで提出しなければならず、これができない場合には上場廃止にもつながる重大な事態に陥ります。
- 不適切な会計処理の疑義が生じた場合、どの範囲でどのような誤りが生じているのかの徹底的な調査を行う必要が生じ、場合によっては過年度の財務諸表の修正まで行う必要が生じる等、企業として甚大な負担と責任問題が生じる可能性があります。
- 会計基準を理解し、適切な記録を行うことは、円滑な企業活動のために極めて重要です。

6.3 「良き企業市民」としての積極的な社会貢献

私たちは、社会との適切な連携と協調を図り、良好な関係を維持します。災害等の発生時には、地域社会と連携を図り、救護・防災活動に努めます。また、できるだけ多くの人が利用できることをめざしたユニバーサルデザインの考え方を尊重し、その実現に取り組めます。

■ 社会貢献の推進



企業が社会的責任を果たすうえで、社会貢献を行うことは重要な意味を持ちます。HORIBAグループは、日頃から地域社会と連携を図り、社会的な課題を認識し、その課題の解決に向けて積極的に取り組んでいます。

例えば、被災地支援や災害ボランティア活動等の社会貢献活動においては、時にその目的が重要かつ正当であるがために、関連法令や行政からの要請の確認が疎かになったり、社内ルールや手続が遵守されなかったりするおそれがあるので、そのようなことが発生しないように注意する必要があります。

POINT

- ホリバリアンとして、社会的課題の解決につながる活動や地域社会に貢献する持続的な活動に積極的に携わる。
- 製品開発やサービスはもとより、印刷物やホームページ等の自社メディア、施設設計等に際して、ユニバーサルデザインの考え方を尊重する。
- 被災地支援や災害ボランティア活動等の社会貢献活動を行う際も、関係法令や社内ルール・手続等の遵守を常に意識する。



7. 環境問題に対し、自主的、積極的に取り組みます

私たちは、事業活動に必要な資源やエネルギーをはじめ、地球から恩恵を受けていることを念頭に、地球環境をより良き状態で次世代に引き継ぐために、事業活動や提供する製品、サービスが環境にできる限り負荷を与えないよう最大限の努力を行います。また、私たちは、環境関連法令を遵守し、地球環境保全に向けた改善活動を積極的に行います。

■ 地球環境の保全



SDGs (Sustainable Development Goals) の達成に向けた取り組みが世界中で推進されるなか、健全な事業活動を継続するうえで環境保全の推進は必要不可欠となっています。HORIBAグループは、事業活動の過程で排出されるCO₂の削減や天然資源の有効利用をはじめ、廃棄物の適正な処理や環境負荷物質の管理に積極的に取り組み、環境汚染の防止など地球環境の保全を目指します。その実現のためには、ホリバリアン一人ひとりが環境問題に向き合い、常に環境保全のために改善できることがあるかという意識を持って日々業務に取り組んでいくことが重要です。

HORIBAグループは、環境関連法令を遵守し、さらに自社の環境パフォーマンス指標に従って、環境リスクを低減した事業活動を行い、持続可能な社会の実現に貢献します。

POINT

- 最新の環境関連法規制や社内ルールを認識し、遵守する。
- 環境保全に関する監視・測定を適切に実施・報告する。
- 温室効果ガス排出削減による気候変動の緩和、水を含む資源の有効利用や廃棄物の適正処理による資源循環の促進、環境汚染の防止と生物資源の公正な利用に配慮した事業活動に取り組む。

コラム

グリーン・ウォッシュ

現代社会における環境問題に対する意識が高まり、企業の環境活動の取り組みは消費者にとっても非常に重要な意味を持ちます。しかし、企業がブランドイメージの向上を重視するあまり、意図的に誤った環境活動の情報を発信し、製品やサービスの環境的利点を誇張して、消費者に誤解を与える「グリーン・ウォッシュ」(greenwashing) と呼ばれるビジネス上の戦略が世界的に問題となっています。この用語は、環境に配慮したエコを連想させる「green」と、ごまかすことやうわべを飾ることを意味する「white-washing」を組み合わせた造語で、1980年代に生まれました。

グリーン・ウォッシュは、実際には環境への取り組みが実践されていない、信頼された第三者機関による認証がなされていない、持続可能性の主張が不正確な情報に基づいている等の理由により、世界的に厳しく批判されています。このような虚偽のビジネス戦略は、消費者を誤導するだけでなく、真に環境に配慮した取り組みを行っている企業の努力を損ない、消費者の信頼を失わせることに繋がります。実際に、アメリカをはじめ、各国で企業がグリーン・ウォッシュを理由に提訴されるケースが急増しています。国際的な法整備も進んでおり、例えば、イギリスでは、2021年に競争・市場庁が消費者保護のためのガイドライン「グリーン・クレーム・コード」が制定されています。また、フランスではグリーン・ウォッシュに対する法的規制がなされ、罰金制度が設けられています。グリーン・ウォッシュによる問題を生じさせないために、企業には、真に環境に配慮した根拠のある環境活動を実践し、透明性のある正確な情報を発信し、従業員に対する教育や社内規制等の取り組みが求められています。

8. 反社会的勢力との絶縁、情報セキュリティ、テロ、自然災害、感染症の拡大等に備え、危機管理を徹底します

8.1 反社会的勢力との絶縁

私たちは、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人、団体と一切関わりません。

■ 反社会的勢力等との関係拒絶



マフィアやテロの脅威に直面している国際社会においては、テロ資金の供与対策を行うことは世界的な取組課題となっており、これはHORIBAグループにとっても極めて重要です。FATF (Financial Action Task Force, 金融活動作業部会。マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の対策のための国際基準の策定や履行を行うことを目的とする多国間の枠組み。) 等の国際的機関をはじめ、日本国内でも金融庁のガイドラインによる注意喚起等が行われており、社会的責任を負う企業として、反社会的勢力等と関係を持たないようにするための厳格な手続の整備等、取り組みを進めていく必要があります。

また、反社会的勢力は、一般企業や市民団体を装い、通常の商取引であるかのように見せかけて、金銭その他の利益を不当に要求してくることもあります。このような反社会的勢力等と関係を持ち、また、その利益につながるような事態は、各国の法令等による制裁等を受けるおそれがあるのみならず、取引先や社会からの信頼を損ねることとなり、絶対に避けなければなりません。

POINT

- テロ集団、マフィア、暴力団等の反社会的勢力等との取引や利益供与を行わない。
- 反社会的勢力等の影響力を利用しない。
- 取引相手が反社会的勢力等と関係ないことを確認する手続(調査の義務化や確認書の取得、契約書の契約解除条項等)を理解し、遵守する。
- 反社会的勢力等からの不当な要求に対しては、個人や一部署で対応せず各社の役員、法務部門、またはHOR法務部等へ相談する。



8.2 情報セキュリティ対策

私たちは、情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、サイバーセキュリティが経営に大きな影響を与えるリスクの一つであると認識し、リスクに応じた適切な安全管理措置を講じます。また、事業活動を行うなかで知った機密情報について内部管理の徹底を図ります。

■ 情報セキュリティ・情報管理



近年、情報資産の重要性やデジタル技術の利活用が進む一方で、ランサムウェア等のサイバー攻撃の脅威やそれにより引き起こされる影響の重大性は日々増大しています。HORIBAグループは、サイバーセキュリティを重要課題の一つであると認識し、サイバーリスクの適切な評価及び定期的な見直しを通して、適切なサイバーセキュリティ対策を行います。また、顧客情報、個人情報、営業秘密その他の機密情報についても、その重要性をホリバリアン全員が認識したうえで管理を徹底します。

POINT

- 顧客情報、個人情報、営業秘密その他の機密情報について、法令、社内ルール及び手続を遵守し、厳格に管理する。
- 会社から指示された物理的・技術的な防御策（アクセス権管理、アンチウイルスソフトの使用、施錠管理、持ち出し管理、インストール制限等）を実施する。
- 会社から指示された人的・組織的な防御策（取引先との秘密保持契約、従業員（退職時含む）との守秘義務契約、秘密情報である旨の表示、セキュリティ教育等）を実施する。
- 情報セキュリティや情報管理について不適切な事案や漏洩のおそれ等を認識した場合には、直ちに上司や適切な部署等に連絡する。

→ 関連するグローバルルール

「HORIBA Group Information Technology Security Policy」及び
「HORIBA Group Non-Disclosure Agreement」

コラム

情報管理のための7つのチェックポイント

- 1 顧客情報、個人情報、営業秘密その他の機密情報は慎重に取り扱い、関係者以外に提供していないか？必要のなくなった情報は速やかに削除しているか？
- 2 パスワードは簡単に推測されないように複雑な組み合わせにしているか？使いまわしていないか？
- 3 不明な宛先からの不審なメールや添付ファイルは安易に開かず、慎重に確認しているか？メール送信時には宛先や内容を都度確認し、適切で正確な情報を送信しているか？
- 4 インターネット上不審なサイトや不要なサイトにアクセスしないように心がけているか？
- 5 貸与された端末や媒体の社外への持出しは必要最小限に留め、紛失しないように常に気をつけているか？
- 6 会社が定めたITセキュリティに関する教育を定期的受講しているか？
- 7 不審な活動や情報漏洩の疑いがある場合は、直ちに上司や適切な部署に報告しているか？

用語解説

ランサムウェア

ランサムウェアとは、身代金(ransom)とソフトウェアを組み合わせた造語で、感染した端末のデータを暗号化し利用不可能な状態にしたうえで、そのファイルの復号と引き換えに金銭を要求するマルウェア(悪意のあるソフトウェア)を指します。近年は攻撃の増加・高度化が進み、また、データの暗号化のみならずデータを窃取してダークウェブ上でリークするといった手法も増えており、サイバーセキュリティにおいて対策すべき重大な脅威の一つとなっています。一度ランサムウェアに感染すると、業務に必要なデータが暗号化され、業務の停止を余儀なくされることがあります。ランサムウェア被害を受けた企業では、復旧に1週間以上を要する事例が多く、中には2か月以上もの期間を要した事例もあり、正常な企業活動の再開までに要するコスト及び逸失利益は甚大なものとなることが予想されます。ランサムウェアの感染経路としては、VPN機器からの侵入事例が多いものの、リモートデスクトップからの侵入事例や不審メールからの侵入事例も毎年一定数存在しており、感染を防ぐためには、会社による対策のみならず、ホリバリアン一人ひとりが意識し、注意することが大切です。

8.3 危機管理の取り組み

私たちは、テロ、自然災害、感染症の拡大等のリスクの未然防止及び被害の最小化のため、グループ全体の企業活動に関するリスクを把握、分析、防止し危機管理体制を構築します。また、必要に応じて、取引先、他社、業界団体など様々なステークホルダーと連携し、被害の最小化に取り組みます。

■ 危機管理体制の構築



テロ、自然災害、感染症の拡大はもちろん、サイバー攻撃、原材料の高騰、取引先の倒産等、企業経営や事業活動に深刻な影響をもたらす重大リスクは様々存在します。これらのリスクの中には、自分自身がどれだけ気を付けていても防ぎようのないものもあります。しかし、完全に回避することはできなくても、事前にリスクを認識して対策を取っておくことにより、リスクによる影響を低減または移転することは可能です。

社内に危機管理体制を構築し、常にモニタリングを行うことにより重大リスクを事前に把握し、保険会社、取引先、地域・業界団体、関連当局など様々なステークホルダーともコミュニケーションを密にすることで、危機管理に努めることが重要です。

POINT

- 企業を取り巻くリスクとして、テロ、自然災害、感染症、サイバー攻撃、会計や品質に関する不正、その他様々なものが存在することを意識する。
- リスクアセスメント(リスク特定・リスク分析・リスク評価)やリスク対応(回避・低減・移転・保有)、モニタリング等のリスクマネジメントの仕組みを理解し、実施する。
- 有事発生時に連携すべき先(上司・管理部門、保険会社、取引先、地域・業界団体、関連当局等)を明確にしておくと共に、平時からコミュニケーションをとり、迅速に対応できるよう連携先との関係性を強化する。

■ 保安・防災の徹底



保安や防災への取り組みは、持続的な事業活動に不可欠であるだけでなく、地域社会の安心・安全のためにも徹底する必要があります。HORIBAグループは、関連法令を遵守するとどまらず、社内のリスク管理体制に則り、重大災害の未然防止に取り組みます。

定期的な訓練の実践により、ホリバリアン一人ひとりが日々安全に対する意識を高め、普段とは異なる点に気付いたような場合には、適時に上司に報告をしていくことが大切です。万が一災害が発生してしまった場合も、被害拡大を防止するため迅速に対応し、事実関係の調査に基づく正確な情報を適時に開示するとともに、再発防止に努めることが重要です。

POINT

- 最新の保安・防災関係法規制を認識し、遵守する。
- 災害発生時の初動体制や拡大防止策を定めた事業継続計画(BCP)の重要性を理解し、必要な場合にはこれに従って行動する。
- 万が一通報が必要な保安に関わる異常現象が発生した場合は、ただちに上司や適切な部署等と協議し、必要な場合には関係当局等に報告する。
- 同様の被害発生を避けるため、根本原因を追究した再発防止策を策定し、実行する。

その他のコンプライアンス項目

ここに記載している項目は、Code of Ethicsに直接的な記載はないものの、ホリバリアンとして遵守すべき重要なコンプライアンスです。

1 知的財産の保護及び尊重

私たちは、知的財産がHORIBAグループの事業活動の中核を成す重要財産であることを理解し、これを適切に保護・活用します。

■ 知的財産の保護及び尊重の重要性



知的財産（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等）は、事業活動の遂行において極めて重要な財産であり、かつ、その重要性は増す一方です。

知的財産は会社として多大な資金及び労力を投入して得た会社の財産であり、しっかりと守っていかねばなりません。

一方、他社が保有する知的財産は、決して侵害することのないよう、十分な注意を払う必要があります。

POINT

- 業務において発明等が得られた時は、速やかに上司や適切な部署等に報告する。
- 業務において得られた知的財産は、会社の重要な財産であることを理解する。
- 特許等出願前の技術情報を外部に公表しない。
- 事業の遂行や製品の研究開発にあたっては、他社の知的財産を侵害していないか注意深く確認する。

2 不正競争の禁止

私たちは、他社営業秘密の不正取得、他社製品の模倣、他社信用の毀損といった不正な競争行為は行いません。

■ 不正競争の禁止



企業間の競争は公正に行われなければなりません。不正な手段により他社の営業秘密等の重要情報を取得・使用する行為、他社の製品や表示を模倣するなど他社の開発コストやブランドイメージを不正に利用（フリーライド）する行為、他社の信用を毀損する行為等、事業者間の公正な競争を阻害する行為は、多くの国において不正競争防止法等により禁止されています。

POINT

- 各国の公正競争に関する法律に加えて、各業界の不正競争防止に関するガイドラインに準拠して事業活動を行う。
- 不正な手段によって他社の秘密情報を取得したり、その恐れがある他社の営業秘密を利用して開発や営業活動を行ったりしない。
- 自らの立場を有利にするために、事実と異なる情報で競合他社を誹謗中傷しない。
- 適法な範囲を超えて他社製品と類似の表示をしたり、他社製品を模倣したりしない。
- カタログや取扱説明書には客観的に証明できる正確な内容（数値や事実）を記載する。

3 利益相反行為の禁止

私たちは、HORIBAグループの一員として、HORIBAグループの利益と相反するような行為(利益相反行為)は行いません。利益相反の可能性のある行為についても、社内での必要な手続を経るなど、慎重に対応します。

■ 利益相反行為の禁止



利益相反とは、会社と自分自身や自分の関係者等の利益が相反することをいいます。例えば、自分自身や家族、友人その他の関係者の利益を優先させた発注・取引をすることは、会社に損失をもたらすことやベストの利益とならないことを意味します。役員等の場合には、法令で直接禁止されている場合もありますが、その他従業員も十分注意しなければなりません。

利益相反やその可能性が認められる場合には、早急に上司や適切な部署等に相談し、十分な情報の開示をしたうえで、社内プロセスに則り適切な対応を行う必要があります。

POINT

- 会社の事業と競合するような行為(競合する取引の実行、競合会社の経営者や主要な出資者になること等)は行わない。
- 自らまたは親族等の利害関係者が会社と取引する場合、会社の利益を不当に損なうような行為は行わない。
- 特定の取引先に不適切な便宜を図ったり、不適切な便宜を受けたりしない。
- 少しでも利益相反行為となる可能性がある場合は、社内の適切な審査・承認のプロセスを経る。



4 貿易管理

私たちは、HORIBAグループの技術や製品が軍事目的等に利用されないよう、また、誤った税関手続きを行わないよう関連する輸出入に関する法令や規制を遵守します。

■ 安全保障貿易管理の徹底



高度な技術を集積した製品は、軍事目的に転用される可能性があります。このような軍事転用を防止し、国際社会の平和や安全を維持するために、条約等の国際的な枠組みや法令により、輸出入に関する規制が設けられています。この輸出管理に関する規制は、物の輸出入のみならず、技術の輸出入においても適用される場合があります。また、輸出国の規制のみならず、輸入国の規制や、米国法の様な域外適用される規制についても留意する必要があります。

HORIBAグループは、貿易管理に関する条約、法令等の遵守の徹底に取り組んでいます。

POINT

- 安全保障貿易管理に関する最新の法規制を遵守する。
- 取引にあたっては、取引可能な顧客か否かを確認する。
- 取引の目的物（製品、部品、技術）が、規制対象とされていないかを判断する。
- 規制対象となるか迷った場合は、必ず各社の上司、役員、法務部門、またはHOR法務部等へ相談する。

→ 関連するグローバルルール 「HORIBA Group Security Trade Control」

■ その他輸出入関係法令の遵守



製品、材料・部品及び技術の輸出入にあたっては、各国の輸出入に関する規制を遵守し、適切な関税を納付する必要があります。

POINT

- 最新の輸出入関係法規制及び条約を理解し、遵守する。
- 輸出入に関する必要な許可・承認・届出を漏れなく行う。
- 輸出入申告に際しては、関税法等の法令に従い、適正な納税、正確な申告価格や品目・数量の記載等を行う。
- 特恵関税制度を利用する場合、原産地規則を満たしているかの確認を徹底する。

用語解説

特恵関税

物が国境を越えて移転する場合、特に物を輸入する場合には、条約や輸入国の法律により、関税という税金が課されます。この関税について、一定の目的の下、通常よりも低い税率が定められている場合があり、これを特恵関税といいます。特恵関税は、輸出国である発展途上国の経済発展を支援する目的で輸入国の法律で定められている場合や、一定の国との貿易を活性化するための、二国間または多国間で締結された自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) により定められている場合があります。

特恵関税の適用を受けるためには、物が特恵関税の適用対象であることを証明するため、原産地証明書の提出が必要になります。必要な原産地証明書は、特恵関税の種類により異なるので、規制を確認しながら進める必要があります。

4 貿易管理

コラム

技術輸出

多くの国において、物の輸出だけでなく技術の提供も輸出規制の対象となります。設計図や技術資料を紙媒体で持ち出す場合はもちろん、これらの資料を電子的に提供する行為や、セミナー等を開催し技術情報を伝達する行為も輸出規制の対象となる場合があります。また、輸出国の居住者から非居住者への技術の提供が規制対象となる場合もあります。このような場合には、一見輸出国の中で完結しているように見えるため規制が及ぶことを見落としやすく要注意です。

さらに、自国からの直接の輸出のみならず、自国の技術が輸出された後に輸出先から第三国に輸出される場合（再輸出規制）や自国の技術を用いて外国で製造された品目についても規制（直接製品規制）を及ぼす国もあります。

このように輸出規制の対象・内容は様々ですので、適用される法令の内容を常に意識する必要があります。

5 個人としての法令遵守

私たちは、HORIBAグループの一員として、会社の財産を私物化する、機密情報を不正に利用する等、個人としての不正や犯罪行為を行いません。

個人としての法令遵守



誰かひとりが会社の財産や情報を不正に取得・利用したり、会社とは関係なく個人としての犯罪行為その他の違法行為を行ったりした場合も、関係者に被害や迷惑を与えるのみならず、HORIBAグループの業務や信用に大きな悪影響を及ぼす可能性があります。

各自の行動が会社に大きな影響を与えることを意識したうえで、個人としての法令遵守に努める必要があります。

POINT

- 経費の架空・水増し請求、キックバック、在庫の横領や転売等、個人としての不正を行わない。
- 会社の財産（金銭、在庫、備品、携帯電話、ITシステム、社有車等）を業務以外の目的で使用したり私物化したりしない。
- 他社の未公表の重要事実（決算情報、特許等の取得、不良品や不祥事の発生等）を利用したインサイダー取引などの違法・不正行為を行わない。
- その他、HORIBAグループの一員としての自覚を持ち、暴力行為や迷惑行為等の個人としての違法・不正行為を行わない。

HORIBA
コンプライアンスハンドブック

発行：株式会社堀場製作所
総務部

初版 2024年 7月 1日

HORIBA